

第4次長期総合計画の点検・検証について

1 第1編【施策の体系、主要指標など】に関する検証

(1) 各分野に掲げた施策の進捗状況(参考資料1)

- 4次長総に掲げられている施策については、概ね実施されており、さらに、既存の施策が4次長総の想定以上に実施されている施策分野もある（例：「広域連携の推進」「市民自治の推進」「子どもの権利尊重」など）。
- 一方で、実現の難しい施策（例：「札幌にふさわしい消費社会の実現」）や体系的に実施されていない施策（例：「北国らしい暮らしの創造」）もあることから、これらの施策については方向性の再整理が必要。

(2) 主要指標(参考資料3)

ア 総人口、年齢構成

- 4次長総は、漸増を想定し、平成32年時点で210万人の人口を想定していたが、現時点の試算では人口のピークは、平成27年（2015年）前後で192万人前後。
- 年齢構成についても、平成32年時点の老人人口（65歳以上）の割合を、4次長総は25.9%と想定していたが、現時点での推計は28.6%であり、人口減少や少子高齢化は、4次長総の想定以上に進展すると予想される。

イ 世帯数

- 世帯数については、4次長総の想定より一般世帯の小規模化がさらに進むことが予想される。
※H32年の一般世帯の平均世帯員：（4次長総）2.19人 → （現時点の推計）2.06人
- 特に、高齢単独世帯の一般世帯に占める割合の伸びが著しく、平成32年には、一般世帯の8世帯に1世帯が高齢単独世帯となるものと想定。

ウ 経済

- 4次長総では、経済の拡大基調を想定し、経済成長率を年平均（実質）+2.0%と見込んでいたが、実際の経済成長率は低位で推移（平成8～19年度の年平均成長率は▲0.2%）。
- 平成15年度以降、国と北海道及び札幌市の成長率の乖離が拡大している（輸出型製造業を中心とした全国的な景気回復の動きが北海道には波及せず）。

エ 就業者数

- 4次長総では、平成7年に比して平成32年に就業者が20万人以上増加するものと見込んでいたが、実際は平成7年をピークとして減少。特に、第2次産業（建設業）の就業者数の減少が大きい。

(3) 補完・補強が必要な理念や視点

昨今の社会経済情勢の変化や、個別の部門別計画や政策・事業の先行等に伴い、各政策分野において4次長総の内容の補完・補強が必要であるが、特に補完・補強が必要な分野横断的な理念や視点は以下のとおり。

ア 創造都市さっぽろの推進

- 「創造都市さっぽろ」が想定しているような、まちづくりのあらゆる分野に波及する概念としては整理されておらず、理念の再定義が必要。

イ 広域連携の推進

- 北海道内における札幌の役割・機能を明確にしたうえで、道内全域での連携を前提とした内容の補強が必要。

ウ 国際(グローバル)戦略

- 地域別のターゲットも踏まえた「国際(グローバル)戦略」を計画内に明確に位置づける必要。

エ 市民自治の推進

- 自治基本条例の趣旨を踏まえ、「市民自治の推進」(まちづくりの主体は市民)を分野横断的なまちづくりの理念として明記する必要。

オ 環境対策の推進

- 「環境対策の推進」を分野横断的な視点として位置付ける必要。

カ 産業振興・雇用創出

- 「産業振興・雇用創出」を各政策分野に求められる共通の視点として位置付けた上で、本市の強みを活かした重点的な取組分野を明確化する必要。

キ 子どもの権利の尊重

- 「子どもの権利の尊重」をまちづくりの基本理念として位置付ける必要。

2 第2編【地域のまちづくりに当たっての各区の目標と課題】に関する検証（参考資料 4）

区のまちづくりに関しては、第4次長期総合計画策定を契機として、平成10年頃に各区で「区のまちづくりビジョン」が策定された。当時の策定目的は、①区のまちづくりビジョンの策定と共有、②まちづくりに関する議論の場づくり、③施策の展開における区民の参画と行政の支援、の3点である。各目的別の現在の状況は、以下の通りだが、当初の目的は達成されつつある。

(1) 区のまちづくりビジョンの策定と共有について

- 区のまちづくりビジョンに掲げられた「区の目指す姿」や「区のまちづくり目標」は、現在も一定の区で、まちづくりの指針となっている。
- 区の実施プランが策定されるようになってからは、区によっては、地域の実情の変化に対応した新たな目標を、プランの中で掲げている。

(2) まちづくりに関する議論の場づくりについて

- まちづくりの課題等を議論する場として、区民協議会やまちづくり協議会が設置された。

※区民協議会は全区で設置。まちづくり協議会は87地区中、76地区で設置。

(3) 施策の展開における区民の参画と行政の支援について

- 平成13年度に、「区の目指すべき方向性」を策定し、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進を掲げた。
- 平成16年度に、既存の連絡所を「まちづくりセンター」に改編し、地域の様々なまちづくり活動を支援する機能を強化した。
- 平成19年度に、自治基本条例を施行した。まちづくりの共通ルールや市民・議会・行政の役割などを定め、各主体が連携して市民が主役のまちづくりを推進することを明確にした。
- 現在は、「元気なまちづくり支援事業」「サポートほっと基金」「出前講座」などの具体的な施策においても、区民の参画や行政の支援の充実が図られている。